

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日は、その日)

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（保険課）

クリーニング業務従事者に対する講習の指定（衛生課）  
保安林の指定予定（二件）（造林課）

保安林の解除予定（二件）（〃）

保安施設地区の指定予定（〃）

◇選管告示 選挙管理委員会委員長の住所及び氏名

選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
米子中海病院	米子市彦名町一二五〇	平成三年十一月十六日
サンファーマシ	米子市東福原四九一一五	〃

## 鳥取県告示第九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定するクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るために講習を指定したので、次のとおり告示する。

告 示

## 一 主催者の名称及び所在地

財団法人全国環境衛生営業指導センター

東京都新宿区四谷四丁目三一一

## 二 開催年月日、会場の名称及び所在地並びに受講予定人員

開催年月日	会場の名称	所 在 地	受講予定人員
平成四年二月十六日	鳥取保健所	鳥取市江津七三〇	九六人
平成四年三月八日	米子保健所	米子市西福原四四四	一〇〇人

## 三 受講料 四千円

## 鳥取県告示第十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市桜谷字柿内谷三五五、三五七、高路字東谷ノ武二二五、二二七、二二七の一、二二八から二三六まで、字東谷一一八八の二、岩美郡岩美町大字洗井字青山西平一八九八の一、一八九八の二、気高郡青谷町大字山根字西村七七八、八頭郡若桜町大字高野字西開地五六四、

字若宮山六九八の一、字カツラ谷七〇〇

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字青山西平一八九八の二（次の図に示す部分に限る。）、字西

村七七八

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採ができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 二 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡関金町大字関金宿字城山平一三六七（次の図に示す部分に限る。）、一三六九の一、一三七〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字湯ノ奥一三七三から一三七五まで、一三七七・一三八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 指定の目的

## 3 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字城山平一三六七、一三六九の一、一三七〇の一、字湯ノ奥一

三七三から一三七五まで、一三七七（次の図に示す部分に限る。）

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### （二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取農林水産部造林課並びに鳥取市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字智頭字新田二四四九、二四五〇、二四五二から二四六一まで、二四六三、二四六七、字イチゴ谷二四七六の一、二四七六の五、二四七七の一、用瀬町大字用瀬字下坂道ヨリ上ミ七一四（次の図に示す部分に限る。）、字中坂奥七三五の三、七四〇（次の図に示す部分に限る。）、七四二、七四九の二、七四九の三、字一ノ谷九八（次の図に示す部分に限る。）、九九、九九内第一、一〇〇、一〇九四、一〇九五、大字家奥字大由婦り谷一九〇、一九二次一、一九二、一九三、一九四）合併、一九四次一、一九六、一九六次一、一九七、字大由婦里谷奥五九〇の一から五九〇の九まで

#### 2 指定の目的

3 水源のかん養

#### （一） 指定施業要件

（1） 立木の伐採の方法

（1） 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山根上へ九九一・字瓜屋四一八の一から四一八の三まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、四〇三

（2） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3） 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 二 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字智頭字新田二四四九、二四五〇、二四五二から二四六一まで、二四六三、二四六七、字イチゴ谷二四七六の一、二四七六の五、二四七七の一、用瀬町大字用瀬字下坂道ヨリ上ミ七一四（次の図に示す部分に限る。）、字中坂奥七三五の三、七四〇（次の図に示す部分に限る。）、七四二、七四九の二、七四九の三、字一ノ谷九八（次の図に示す部分に限る。）、九九、九九内第一、一〇〇、一〇九四、一〇九五、大字家奥字大由婦り谷一九〇、一九二次一、一九二、一九三、一九四）合併、一九四次一、一九六、一九六次一、一九七、字大由婦里谷奥五九〇の一から五九〇の九まで

#### 2 指定の目的

3 土砂の流出の防備  
指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字新田二四六一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字中坂奥七三五の三、七四二、七四九の二、七四九の三、字一ノ谷

一〇〇

三 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字八橋字大谷上ミ坂三四七四の一五、泊村大字園字

二ノ細谷一一四六の三から一一四六の五まで、一一四八の一、一一四

八の二、一一五九、一一六〇の一、一一六〇の三、一一六〇の四、一

一六一の一から一一六一の三まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 指定施業要件を定めない森林の所在場所

字二ノ細谷一一四六の三、一一六一の一、一一六一の二

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字大水口西二九二の一（次の図に示す部分に

限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

## 二 1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字大水口西二八四（次の図に示す部分に限る。）

三 解除の理由  
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す  
る。

平成四年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 保安施設地区予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱三七号までを順次直線で結  
んだ線及び標柱一号と標柱三七号を直線で結んだ線によって囲まれた区  
域（次の図に示すとおりとする。）

東伯郡大山町赤松字上楓原五六八の一一二六（国有林。次の図に示す部  
分に限る。）

西伯郡大山町赤松字上楓原五六八の一一二六（国有林。次の図に示す部  
分に限る。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所

二 指定の目的

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、  
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する  
同法第三十条の規定により告示する。

平成四年一月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第十四号

## 鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

三 土砂の流出の防備  
指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法  
 (一) 主伐は、択伐による。  
 (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。  
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## 四 指定の有効期間

三年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び閲金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県選挙管理委員会告示第二号  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七条第三項に規定する選挙管理委員会の委員長の職務を代理する委員を次のとおり指定したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第四条第一項の規定により告示する。

平成四年一月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

住 所 氏 名

米子市東福原三六三一一 野口欣悦

## 選挙管理委員会告示

## 鳥取県選挙管理委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十七条第一項の規定に基づき、次のとおり選挙管理委員会の委員長を選挙したので、鳥取県選挙管理委員会規程（昭和二十六年十月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第一条第四項の規定により告示する。

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第三号

平成四年一月十四日

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の

規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年國家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により公示す。

平成四年一月十四日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ドリーム・ジャンボ2	奥村遊機株式会社
"	ミリオン・クイーン	"
"	ミリオンX	"
"	スーパースター	"
"	NOVA-DX	"
"	ヴィーナス	"
"	南国のかなやさん	株式会社平和
"	スターマウンテン	"
"	トルネードC	株式会社高尾